

令和6年度 第2回若桜町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年5月8日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前10時10分			
出席委員	1番	杉本 一歳	2番	西本 正敏	3番	津村 光明	4番	奈羅尾 壽夫	
	5番	田中 圭子	6番	山根 巖	7番	小林 正樹	8番	藤原 重明	
	9番	伊井野 孝一	10番	山本 義紀	推進委員	植嶋 荘司			
欠席委員	推進委員	永原 聡							
日 程	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事録署名委員の決定</p> <p>4 報告事項</p> <p style="margin-left: 20px;">報告第1号 農業委員会行事等の報告について</p> <p style="margin-left: 20px;">報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書</p> <p style="margin-left: 20px;">報告第3号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告者</p> <p style="margin-left: 20px;">報告第4号 「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標の設定等について</p> <p>5 付議事項</p> <p style="margin-left: 20px;">議案第1号 利用権設定等申出について</p> <p style="margin-left: 20px;">議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p style="margin-left: 20px;">議案第3号 非農地証明書申請について</p> <p>6 その他 6月の農業委員会総会の日程 6月5日(水)</p>								
委員会出席者	小林事務局長 伊賀事務職員								
議事録署名委員	2番	西本 正敏	3番	津村 光明					

議 事 内 容		
1. 開 会	事務局 (小林局長)	<p>それでは時間となりました。本日の欠席は永原推進委員さん1名となります。</p> <p>定足数に達していますので、これより令和6年度第2回若桜町農業委員会総会を始めます。開会にあたりまして、山本会長よりご挨拶をお願いします。</p>
2. 会長あいさつ	会 長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>今日もかなりの案件があります、効率よく進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは早速、会議に入らせていただきます。</p>
3. 議事録署名委員の決定		<p>最初に議事録署名委員の決定ですけれども、今日の議事録署名委員は2番の西本委員さん、3番の津村委員さんをお願いをしたいと思います。</p>
4. 報告事項		<p>それでは報告事項、第1号から始めたいと思います。まず事務局のご説明をお願いします。</p>
	小林局長	<p>報告第1号 農業委員会行事等について、若桜町農業委員会関係の令和6年4月10日から5月7日までの行事につきまして、下記の通りでありますので報告いたします。</p> <p>4月10、令和6年度第1回の若桜町農業委員会総会を開催しました。4月11日、公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書を1件受理しました。4月15日、非農地証明申請書を1件受理しました。18日、公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書を1件受理しました。19日、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を1件、農地法第3条の規定による許可申請書1件、利用権設定等計画書を16件受理しております。そして、26日に公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書を1件受理しました。説明については以上です。</p>
	会 長	<p>報告第1号 農業委員会行事等について、皆さんの方からご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(意見なし)</p> <p>特にございませんでしょうか。</p> <p>それでは、次に報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてお願いします。</p>
	小林局長	<p>農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出書の提出がありましたので報告します。</p>

		<p>大字中原字横尾〇〇〇番、地目は畑、面積が717㎡となります。相続人は〇〇〇〇さん、被相続人が〇〇〇〇さんで、権利を取得した日が令和元年の7月5日となります。2番としまして、大字中原加地土居〇〇〇番、地目は畑、面積は125㎡となります。相続人は〇〇〇〇さん、被相続人が〇〇〇〇さんで、権利を取得した日が令和元年の7月5日となります。報告については以上です。</p> <p>会長 報告第2号、相続による届出でございます。この件につきまして皆さんの方から質問等があればお願いいたします。この件についてよろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは報告第3号をお願いします。</p> <p>小林局長 報告第3号 公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用について報告いたします。まず1番については、工事名 八東川外河川災害復旧工事(5年災266号及び267号)となります。</p> <p>概要につきましては、令和5年8月に発生しました台風7号の影響により、八東川の護岸が被災していることにより災害復旧を行うものとなります。転用目的につきましては仮設道の設置ということで、内容的には工事用道路盛土及び資材置場の一時転用となります。期間につきましては令和6年4月1日から8月31日までとなります。施工業者は有限会社中田組です。</p> <p>続いて2番、工事名 八東川外河川災害復旧工事(5年災266号及び267号)となります。内容につきましては、これも同じく令和5年8月の台風7号の影響によりまして、根安川の護岸が被災したため災害復旧を行うものとなります。土地につきましては、大炊字大田〇〇〇番地となります。転用目的は土砂等の積替場、資材置場、現場事務所等の一時転用となります。期間につきましては、4月28日から令和7年の2月27日までとなります。施工業者は、有限会社中田組です。</p> <p>続いて3番、工事名 家の谷川外砂防外災害復旧工事(5年災345号、265号及び単独45号)となります。土地の表示につきましては、大野の栃本〇〇〇番地、転用目的は土砂等の積替場と資材置場、残土置場、根固めブロックの製作及び仮置場ということでの一次転用となります。期間につきましては、5月1日から令和7年の1月31日までとなります。施工業者は有限会社宮本組となります。</p>
--	--	---

		<p>3番目につきましては、3ヶ所の復旧箇所がありまして、落折と岩屋堂につきましては、大野の田んぼで一時転用ということしております。また吉川については特に農地の使用はないため、この報告はちょっと控えさせていただいております。説明については以上となります。</p>
会長		<p>報告第3号 公共事業に伴う農地転用についてでございますが、委員の皆様から何か質問等あればお願いします。</p>
西本委員		<p>3番目の田んぼですけど、これ半分ぐらいか。</p>
小林局長		<p>これはですね地図がありますけど、全体の面積が1070㎡でその内、690㎡を仮置きということを使用するという事です。</p>
西本委員		<p>この田んぼが耕地整備してあって、それが原野みたいになったんですよ。草ぼうぼうですごく。それで宮本組さんが草刈して、一面綺麗にしておられるものだから、すべて借りられるのかなと思っていたんだけどこれ見たら半分だなんて思って。隣が宮本組さんの資材置き場になっていますから、すぐ隣なので今でも資材をすぐ置けるような状態になっておるんですけど、一反分ぐらい全部刈り取りして綺麗にしておられるから全部借りられるのかなと思っていた。その辺もどうなのか。</p> <p>それでこれは農地を資材置き場で一時借りるとするのは、県の方から町の方にそういう指示書みたいなものが出てくるのか。</p>
小林局長		<p>これは県とか請負業者の方が所有者の方と契約をしまして、それでその旨を県の方から報告という形でいただいて、農業委員会に諮らせていただいています。</p>
西本委員		<p>思ったんだが、普通だったら何かあったら農業委員会を通してそれからだと思っていたが、建設業者の方から話された。そんな話しをしていたら県の方から通知書が来るから農業委員会の方は後だと、そんなお話を聞いたもんだから、ああそうかと。公共工事になると県から有無も言わずに、この田んぼはそういう形で許可しなさいという形で出てくるもんなんですか。</p>

	<p>小林局長</p> <p>西本委員</p> <p>会 長</p> <p>小林局長</p> <p>会 長</p>	<p>本来は言われる通り農業委員会への申請になります。ただ災害については緊急性がありますので、県とかの方で協議をされまして、災害復旧に限り契約書の中に県が責任を持って農地を借りて復旧しますという旨を記載することによって、報告ということで処理を済ませるってということが以前からあるようでして、その流れに沿って今回こういう形でさせていただいています。</p> <p>どうこう言うつもりはないんだけど、貸している方もどんどん売りたいくらいだが買ってもらえないでしょう。この手続きのやり方を県の方から、これは災害に係る公共工事だから有無も言わずに貸しなさいと、そんな感じに取れたものだから。</p> <p>それでは、報告第3号は以上として報告第4号お願いします。</p> <p>報告第4号「令和5年度農業委員会の農地利用の適正化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標設定等について」について報告いたします。</p> <p>この内容につきましては先月の総会時にお諮りしましたが、資料等の数値等に疑義があったり、また十分な説明ができていませんでしたので、本日の総会で改めて説明をさせていただくということで前回目を通していただいております案件となります。再度、数値等の見直しを行いまして今回は修正箇所等に絞ってちょっと説明をさせていただきたいと思えます。</p> <p>なお、ホームページの公表については再度確認しまして今月末までっていうことになっておりますし、県知事の報告についても6月末までということになっておりますので、そのことをちょっと申し添えておきます。</p> <p>(令和5年度農業委員会の農地利用の適正化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標設定等について、説明)</p> <p>本件については先月の農業委員会で資料が出されて、説明をされておりましたホームページに載せる前に会長がチェックをしてくれ、というふうな話になったんだけど、前回から変更部分について事務局より説明がありましたけども、皆さんの方で何かお気づきの点があれば、ご指摘をお願い</p>
--	---	--

		<p>いしたいというふうに思います。</p> <p>修正箇所のところが大幅に面積が変わっているんだけど、これは、前回の資料と比べて。</p>
小林局長		<p>前回の資料は前年の数値がちょっと入っておりまして、実際のところが積算出来ていませんでした。で、実際弾いて確かに面積が減っております。</p>
会 長		<p>ということは、去年の農地パトロールと一昨年農地パトロールの結果はあまり変わらなかったということですか。その前は変わっとったけど。</p>
伊井野委員		<p>令和3年、令和4年の権利移動面積と、令和3年、令和4年の数字の違いは何がどう違っているんだ、数字の違いは。さっき積み上げだって、本来なら一緒じゃないか。</p>
小林局長		<p>そうですね、その修正をお願いします。積み上げたのはまた確認をしますが、3年度は10.9が8.7ha、で4年度は18.1haとなります。</p>
会 長		<p>どういうふうに修正するか、はっきり皆さんに説明して。</p>
小林局長		<p>それでは14ページの目標の、3、4、5年度というのが台帳より積算して積み上げた数値となりますので、8ページの目標の下の方になりますけど、この令和2年度っていうのがちょっと確認しないとイケないんですけど、3年度につきましては8.7ha、4年度については18.1haということで、修正をお願いしたいと思います。</p>
会 長		<p>今の修正についてはよろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>その他、指摘事項等ありましたらお願いします。</p> <p>(指摘事項等なし)</p> <p>それでは今指摘していただいたところを修正の後、ホームページに挙げるということによろしい</p>

5. 付議事項		<p>でしょうか。 (意見なし) それでは報告事項につきましては以上で終わらせていただいて、付議事項、議案第1号 利用権設定等申出について、事務局より説明をお願いします。</p>
	小林局長	<p>議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)で行わせていただきたいと思います。</p> <p>まず、大字湯原下夕坪〇〇〇番地、地目は田、面積は1418㎡となります。所有者は〇〇〇〇さん、耕作者は〇〇〇〇さんとなります。利用目的は使用貸借でありまして貸借期間は10年となります。</p> <p>続いて、湯原中土居〇〇〇番地、地目は田、所有者は〇〇〇〇さん、耕作者〇〇〇〇さん。利用目的は使用貸借で貸借期間は10年となります。</p>
	会 長	<p>切っていこうか、これ以降が関係のあるところがない。関連するページのとこだけでの説明をした方がいいし。</p>
	会 長	<p>とりあえずこの2件行こうか、湯原の利用権設定に関するもの1番、2番について担当委員さんのご意見お願いいたします。</p>
	奈羅尾委員	<p>現地の確認は通り道ですので理解はしてるんですけども、〇〇〇〇君が今始まったわけではない、かなり前から耕作しており、その継続だという話だと思います。ここだけに限らず出てきてると思うんですけど、浏览のあたりでもこういうことが見受けられるんじゃないかなっていう話は聞いてます。湯原っていうのはこの図面にもあるとおり、川向うだったり道路沿いであったり、農道の方であったり482号の方だったり合わせて行っております。だからそういう耕作もちゃんとされてるようです。何ら、問題はないと思っております。</p>
会 長	<p>それではこの1番、2番について、委員の皆さんからご質問等あればお願いします。</p>	

		<p>(意見なし)</p> <p>この件については承認ということによろしいでしょうか。</p> <p>それでは3番大野、9番、10番、11番、この4つについて一括して説明をお願いします。</p> <p>では3番目、大字大野ヲワタ〇〇〇番地、地目が田、面積が1753㎡となります。所有者の方は共有でありまして相続人代表の方が〇〇〇〇さんとなります。耕作者は〇〇〇〇になります。利用目的は使用貸借で、貸借期間は10年となります。</p> <p>続きまして9番、大野前川〇〇〇番地、地目が田、面積が1414㎡。所有者の方が〇〇〇〇さん、耕作者が〇〇〇〇さんとなります。利用目的は、使用貸借でありまして、貸借期間は10年となっております。</p> <p>続きまして10番、大字大野ヲワタ〇〇〇〇番地、地目が田、面積は523㎡となります。所有者は〇〇〇〇さん、耕作者は〇〇〇〇さんとなります。利用目的は使用貸借で、貸借期間が10年ということになっております。</p> <p>続いて11番の大野栃元〇〇〇番地、地目が田、面積は940㎡となります。所有者は〇〇〇〇さん、耕作者が〇〇〇〇さんとなります。利用目的は使用貸借で、貸借期間は10年となります。</p>
	小林局長	<p>それではこの4件につきまして、担当委員さんのご意見ををお願いします。</p>
	会長	<p>いずれも〇〇〇〇さんということです、だんだん高齢化とともに、自分で作っておられたがよう作らんということから、〇〇〇〇さんをお願いしたということで。年々こういった形になっていくんだらうな、現地を見ても。いつまで小林社長が耐えられるのか、それをつくづく思います。</p>
	西本委員	<p>では、この4件については、再設定だということでも今まで通り〇〇〇〇さんが受けられるという案件です。これについて委員の皆さんから質問、ご意見等あれば。</p>
	会長	<p>(意見なし)</p> <p>この件については承認ということによろしいですか。</p> <p>それでは続きまして、4番。</p>

	<p>小林局長</p> <p>会 長</p> <p>奈羅尾委員</p> <p>会 長</p> <p>小林局長</p>	<p>それでは4番となります。大字湯原中土居〇〇〇番地、地目が田となります。面積は1627㎡、所有者は〇〇〇〇さん、耕作者は〇〇〇〇さんとなります。利用目的は使用貸借で、貸借期間については10年となります。以上です。</p> <p>本件について、担当委員さんのご意見等お願いします。</p> <p>先ほど出ておりました、高齢になってよう作らんようになってきたりする場合、どうしても個人に頼むというより、〇〇〇〇さんをお願いするっていう形の方が多くなってきたように思います。</p> <p>本件についてご質問等ありましたらお願いします。 (意見なし) 本件も再設定ということで〇〇〇〇さんが引き続き耕作をするということです。承認ということでよろしいでしょうか。 (意見なし) それでは5番、6番、7番、14番お願いします。</p> <p>それでは5番、香田一休〇〇〇番地、地目田、面積1353㎡となります。所有者は〇〇〇〇さん、耕作者は〇〇〇〇さんとなります。利用目的は使用貸借となりまして、貸借期間は10年となります。</p> <p>続いて6番、香田岩崎〇〇〇番地、地目田、面積が1537㎡。所有者が〇〇〇〇さん、耕作者が〇〇〇〇さんとなります。利用目的は使用貸借となりまして、貸借期間が10年となります。</p> <p>続きまして7、大字香田岩崎〇〇〇番地、地目田、面積2172㎡。所有者は〇〇〇〇さん、耕作者は〇〇〇〇さんとなります。利用目的は使用貸借となりまして、貸借期間は10年となります。</p> <p>次に14番、根安新田〇〇〇番、地目田、面積が1123㎡となります。所有者は〇〇〇〇さんで、耕作者が〇〇〇〇さんとなります。利用目的が使用貸借となりまして、貸借期間が10年とい</p>
--	--	--

		うことになっております。以上です。
	会 長	本件について、担当委員さんのご意見をお願いします。
	小林委員	今のすべて4点ですけど、これ3年前から借りて今回再設定ということです。状況については、以前みなさんが言われたようなことと一緒にです。耕作については全部水稲としております。
	会 長	ただいま議題の4件につきましても、いずれも再設定ということで継続的に農作をされるという案件です。委員の皆さんの方からご質問等ありましたら。 (意見なし) ではこの4件は、承認ということでよろしいでしょうか。 次は、8番。
	小林局長	それでは8、大字小船赤渕〇〇〇番地、地目は田、面積は2199㎡となります。所有者は〇〇〇〇さん、耕作者が〇〇〇〇さんとなります。利用目的が使用貸借で、貸借期間は10年となっております。以上です。
	会 長	本件について、担当委員さんの方のご意見をお願いします。
	西本委員	これも小船の集落の29号線を超えて、場所的にぽつんと圃場がありまして、あとは他の人が作っておられるというような所です。以前から2反からありますけど、草が多くて作る側からしたら、もう草で悩まされる、だから収量も少ないしあまり欲しくない田んぼです、受けておられる方もおられるが本当に草ぼうぼうだ。そんなところでした。
	会 長	本件について、ご質問等ありましたらお願いします。 (意見なし) 本件についても再設定ということで、承認ということでよろしいですか。次は12番。

	<p>小林局長</p> <p>会 長</p> <p>小林委員</p> <p>会 長</p> <p>小林局長</p> <p>会 長</p> <p>津村委員</p> <p>会 長</p>	<p>それでは12番の中原です。大字中原字口下谷口〇〇〇番地、地目は田、面積が530㎡でございます。所有者は〇〇〇〇さんとなります。耕作者は、〇〇〇〇さんです。利用目的は使用貸借で貸借期間は10年となっております。</p> <p>12番の中原の件、担当委員さんご意見等お願いします。</p> <p>ここもさっきと一緒にです。3年前から受けて再設定ということ。先ほどの話の続きになりますけど、〇〇〇〇が田んぼ受けて農業始めたのがまずは池田を中心ということから始まっているということ。以上です。</p> <p>本件について、皆さんの方からご質問等ありましたらお願いします。 (意見なし) これも再設定ということで、承認ということでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは13番、大字岩屋堂大ナシ野〇〇〇番地、地目が田、面積が1725㎡となります。所有者は〇〇〇〇さん、耕作者が〇〇〇〇さんとなります。利用目的が使用貸借で貸借期間が10年となっております。以上です。</p> <p>本件について、担当委員さんのご意見をお願いします。</p> <p>先日相続人代表の〇〇〇〇さんの方に、電話で確認をさせていただきました。以前から〇〇〇〇の方が作っているということで、再設定ということですので特に問題ないと思います。</p> <p>本件について委員の皆さんからご意見等ありましたらお願いします。 (意見なし) 本件についても再設定で承認ということでよろしいですか。</p>
--	---	---

	<p>小林局長</p> <p>会長</p> <p>山根委員</p> <p>会長</p> <p>小林局長</p>	<p>それでは15番岸野の方ですね。</p> <p>それでは15番、大字岸野中代〇〇〇番地、地目が田、面積は696㎡となります。所有者は〇〇〇さん、耕作者が〇〇〇〇さんとなります。利用目的が使用貸借で、貸借期間が5年となります。</p> <p>続いて、岸野下代〇〇〇番地、地目田、面積が1055㎡。所有者が〇〇〇〇さんで耕作者が〇〇〇〇さんとなります。</p> <p>続いて岸野下代〇〇〇番地、地目田、面積が1192㎡となります。所有者は〇〇〇〇さんで、耕作者が〇〇〇〇さんとなります。</p> <p>続いて岸野谷口〇〇〇番地、地目は田、面積は953㎡となります。所有者は〇〇〇〇さん、耕作者が〇〇〇〇さん。以上の3件につきましても、利用目的は使用貸借、貸借期間が5年となっております。以上です。</p> <p>本件について担当委員さんのご意見等をお願いします。</p> <p>所有者ですけども、〇〇〇〇さん亡くなっておられまして、現在の名義人は〇〇〇〇さん、息子さんの方ですけど、この方が登記の名義人ということのようです。ですからこの1から4までありますけども、すべてが所有者が〇〇〇〇さんが所有者ということで、今回ハンコを押しておられる〇〇〇〇さんがこの方がお母さんで、〇〇〇〇さんの奥さんということになります。〇〇〇〇についてですけども、これは更新になります、10年ぐらいするのかっていう話をしたけども、5年くらいで区切って様子を見ながらしたいというような話でした。以上です。</p> <p>本件についてご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>申請者の関係の所有権の問題がありました。本件については承認ということよろしいでしょうか。そこの申請の部分はちょっと確認してください。では次、16番。</p> <p>それでは16番、大字高野馬縄手〇〇〇番地、地目田、面積が912㎡となります。相続人代表</p>
--	---	---

		<p>が〇〇〇〇さん、耕作者が〇〇〇〇さん、利用目的が使用貸借、貸借期間が5年となっております。説明については以上です。</p>
	会 長	<p>本件について担当委員さんのご意見等お願いします。</p>
	杉本委員	<p>これまでも〇〇〇〇さんが耕作しておられた。〇〇〇〇さんが亡くなられて相続され、継続して〇〇〇〇さんが耕作するということであります。〇〇〇〇さん、鳥取に住んでおられて勤められていますのでちょっとできないということで、継続して〇〇〇〇さんに耕作してもらおうということです。</p>
	会 長	<p>本件について、質問等ありましたらお願いします。 (意見なし) 本件についても、継続ということで承認することによってよろしいでしょうか。 今回16件ということで申請が出ているわけですが、すべて再設定で、時期はこうやって一緒になったというのは、合わせられたんか、それともちょうど切れが良いのか。</p>
	小林委員	<p>この場合はちょうど切れる、3年前に徐々に田んぼを増やしてきてその分が今回切り換え年になったということです。</p>
	会 長	<p>全件使用貸借となった。若桜町もそういう時代になった、次はマイナスになるし。金貰わないといけませんな。 議案第1号が終わりまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。</p>
	小林局長	<p>場所は、若桜町新町〇〇〇番地、地目が畑となります。面積は46㎡。同じく新町〇〇〇番地、畑、36㎡となります。この二つとも譲渡人が〇〇〇〇さんでありまして、譲受人が〇〇〇〇さんとなっております。いずれも無償移転ということとなっております。以上となります。</p>

	<p>会 長</p> <p>田中委員</p> <p>会 長</p> <p>小林局長</p> <p>会 長</p>	<p>本件について担当委員さんのご意見をお願いします。</p> <p>場所は新町の国道の下ですね、〇〇〇〇さんの方にお話しをしに行きましたら、〇〇〇〇さんは6月で退職されるので畑を作ろうと。私も一人だし、譲ることにしましたということです。〇〇〇〇さんのところに行きましたら、旦那さんが退職され、奥さんは働かれるようですけれども、ご夫婦で作ってみようかということでした。作られると思います。</p> <p>この件について、質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>譲渡に関する関係は、これまでは農地を持っていないといけんとか条件があったんだけど、そういうものがなくなったらあまり意味がないような。農業委員会がダメだっていう理由もなくなって、審査する必要もないような感じになってくるな。</p> <p>本件については承認ということによろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは議案第3号 非農地証明の申請について、説明をお願いします。</p> <p>農地の所在につきましては、湯原下夕坪〇〇〇番地となります。地目は畑、面積が118㎡となります。所有者は〇〇〇〇さんということで、非農地申請利用としては、分割され圃場整備の区域外になりまして耕作を放棄したということになります。</p> <p>参考資料の方を見ていただいたら、非農地証明の申請としましては11件あがっております。そのうち、8番目につきましては登記簿の地目は山林ということで間違いがあり削除しております。今回の案件につきましては、2番目の湯原の〇〇〇番地となります。それ以外の土地につきましては以前、令和3年の3月15日に非農地通知を出している経緯がありまして、今回の議題として上げさせてもらったのはこの1件ということになりますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>令和3年3月15日に何件か非農地証明を出してのうちの1件か、これだけ単独で出たんか。ただいまの非農地証明の申請の件ですけれども、この件について委員の皆さんからご質問等あり</p>
--	--	--

6. その他	<p>小林局長</p> <p>会 長</p> <p>小林局長</p> <p>会 長</p>	<p>ましたらお願いします。</p> <p>これは何かきっかけがあったのか、非農地証明が欲しいというのは。</p> <p>大体非農地証明は地目変更となっております。</p> <p>本件については、承認ということでよろしいでしょうか。 (意見なし)</p> <p>じゃあその他、事務局の方から。</p> <p>それではその他としまして次回の総会日程ですけど、6月の5日に午前9時から予定しておりますのでお願いします。また、先月の総会の時にお問い合わせをさせていただきます農業委員会の活動記録ですね、これ今日ご持参でしたらコピーをさせていただきたいと思ひますし、今日お持ちでない方につきましては、来週の月曜日までにお問い合わせきたらと思ひます。事務局からは以上になります。</p> <p>事務局からの連絡は以上ですけど委員の皆さんの方からその他、何かございましたらお願いをします。別段ございませんでしょうか。</p> <p>それでは本日の総会、以上で終わらせていただきたいと思います。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: center;">午前10時10分 閉 会</p>